

【オンライン自主応募に関する注意点】

(求人者マイページ開設済の事業所に限ります)

「オンライン自主応募」とは？

- ・求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができます。
- ・ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。

「オンライン自主応募に関する注意点」

- ・本年6月1日より前に、令和8年度（令和9年3月）に大学等を卒業予定の学生から、貴社の大卒等求人へオンライン自主応募があった場合には、採用選考開始が6月1日とされていることから、採用選考活動は決して行わないでください。

なお、既卒者からのオンライン自主応募については、採用選考は6月1日より前でも可能です。

- ・オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外です。（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金）

👉 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄をご覧ください。

- ・オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- ・オンライン自主応募を受け付けるには、求人ごとに設定が必要です。